

支部ニュース

2025年10月 No.622

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6 メゾン文京関口 II 202号 TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

発行 自由法曹団東京支部

- 【2025年10月11日「核兵器も戦争もない世界を求めて～記憶を受け継ぎ未来へ～」集会のリレートーク】での発言から戦争被害受忍論の克服に全力をあげています
..... 北千住法律事務所 黒岩 哲彦
- 河合塾ユニオン、書記長佐々木さんの契約非締結・団交拒否事件で完全勝訴（1）
..... 中野すずらん法律事務所 久保木 亮介

【2025年10月11日「核兵器も戦争もない世界を求めて～記憶を受け継ぎ未来へ～」集会のリレートーク】での発言から 戦争被害受忍論の克服に全力をあげています

黒岩 哲彦（北千住法律事務所）

被爆・戦後80年、日本被団協のノーベル平和賞授与発表から1年の2025年10月11日、有楽町の朝日ホールで「核兵器も戦争もない世界を求めて～記憶を受け継ぎ未来へ～」が開催されました。

主催は日本被団協などが参加する同実行委員会です。実行委員会を代表してあいさつした日本青年団協議会の杉山和義会長は、同団体が第1回原水爆禁止世界大会から平和運動に参加したと語り、被爆者に学び、核兵器のない世界へ共に歩むことを訴えました。

日本被団協の濱住治郎事務局長は、1945年の原爆投下、54年のビキニ事件により原水爆禁止の署名運動が広がり、全国で3200万以上集まつたなどを紹介して、1956年に日本被団協が結成され、その後、核兵器禁止・廃絶と被爆者への国家補償を求めて運動を行ってきた歴史を語りました。

被爆・戦後80年 日本国原水爆被爆者団体協議会（日本被団協）のノーベル平和賞受賞から一年

核兵器も戦争もない世界を求めて

～記憶を受け継ぎ未来へ～
ノーモアヒバクシャ/NomoreHIBAKUSA

参加者募集 締切：9月20日

参加申込方法等、詳細は裏面ホームページより順次ご案内します



2025年
10/11(土)

開場：12:00
ホワイエ企画12:00開始
ホール企画13:00開演

有楽町朝日ホール 有楽町マリオット11F

開場料：1,000円、高校生以下500円（定員：636名）
会場参加：学生以上1,000円、高校生以下500円（定員：636名）
オンライン参加：1,000円
※ホワイエ企画のみ参加の方もチケット購入をお願いします

主催：向い合わせ

「核兵器も戦争もない世界を求めて～記憶を受け継ぎ未来へ～」実行委員会 連絡先：日本青年団協議会
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 日本青年館5階 E-mail: hibaku80@dan.or.jp Tel: 03-6452-9025



私は、全国空襲被害者連絡協議会を代表してリレートークで発言をしました。

【黒岩の発言】

2025年4月19日に、この朝日ホール前の銀座を空襲被害者、沖縄戦被害者、シベリア抑留の被害者、朝鮮人元B・C級戦犯者が共同でパレードをして、道行く人に「民間人などの戦争被害者は政府から何の支援の手を差し伸べられることもなく、80年間放置され続けてきました。」と訴えました。

【2025年4月19日銀座パレード】

日本政府は「戦争だったから仕方ない、みんな等しく苦労したのだからあきらめなさい」という「戦争被害受忍論」で被爆者と空襲被害者など戦争被害者に我慢を押し付けています。被害当事者は納得をしていません。



戦争被害受忍論は過去の終わった問題ではありません。戦争被害受忍論は2004年施行の国民保護法に受け継がれ。戦争になった時に民間人が犠牲を受けても、損害補償を受けるのは国や自治体の要請に協力した際の死傷などに限られ、民間人は補償を受けられません。

【国民保護法第160条（損害補償）】

国及び地方公共団体は、第70条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第80条第1項、第115条第1項又は第123条第1項の規定による要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

今、安保法制の具体化がすすめられていますが、例えば民間人が台湾有事に巻き込まれても、多くの民間人は「戦争被害を受忍」をするしかありません。戦争被害受忍論は、現代の国民に戦争の被害は我慢をしなさい・受け入れなさいと押し付ける思想であり法制度です。

空襲被害者は空襲被害者救済法の成立を目指しています。国会の超党派議連は「特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律案」を2025年6月19日に確認しました。法律案の前文には、日本の法律で初めて、戦争被害受忍論を克服することが書かれた。「空襲その他の災害による被害については、戦争という非常事態の下で生じた被害は国民が等しく受忍しなければならないやむを得ない犠牲であるとして、国会及び政府において、これを救済するための取組はなされてこなかった。」と振り返り、「ここに、戦後八十年のときを迎えるに当たり、我々は、恒久の平和の実現への決意を新たにするとともに、空襲その他の災害によりその心身に障害や傷跡を受けた者の長年にわたる多大な労苦に鑑み、国として、これを慰謝し、及び空襲その他の災害による被害の実態を明らかにしてその犠牲者へ追悼の意を表するため、この法律を制定する。」と書かれました。

私たちは、被爆者の皆さん、そして戦争被害者の皆さんと共同して、戦争被害受忍論の思想と制度を克服するために努力をしたいと思います。

*超党派空襲議連の特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律案

(前文)

「戦争という非常事態の下で生じた被害は国民が等しく受忍しなければならないやむを得ない犠牲であるとして、国会及び政府において、これを救済するための取り組みをしてこなかった。ここに、戦後八十年の時を迎えるに当たり、我々は、恒久の平和の実現への決意を新たにするとともに、空襲その他の災害によりその心身に障害や傷跡を受けた者の長年にわたる多大な労苦に鑑み・・・国として、これを慰謝し、及び空襲その他の災害による被害の実態を明らかにしてその犠牲者への追悼の意を表すため、この法律を制定する。」

河合塾ユニオン、書記長佐々木さんの 契約非締結・団交拒否事件で完全勝訴（1）

久保木 亮介（中野すずらん法律事務所）

去る9月30日、学校法人河合塾は、河合塾ユニオンに文書を交付し、（1）河合塾が2013（平成25）年11月、同ユニオンの書記長・佐々木信吾さんに対し、平成26年度講師業務委託基本契約の非締結を通知したこと、（2）平成26年度の春期講習を担当させなかつたこと、（3）以上（1）（2）を議題とする団体交渉に応じなかつたことが不当労働行為であると愛知県労働委員会により認定されたことを確認し、「このような行為を繰り返さない」ことを誓約した。

佐々木さんは既に昨年4月に原職復帰を果たしており、上記の河合塾の誓約をもって12年間の闘いはユニオンの完全勝利で決着した。業務委託形式で働く労働者が契約を打ち切られた場合に、労働基準法上の労働者性を争い勝訴すること、勝訴したのち職場への復帰を実現することには、様々な困難が伴う。本件は、労働組合法上の労働者性を認めさせ、不当労働行為の救済命令を得るという道筋により現実に職場への復帰を実現した事案であり、労働者が労働組合に入つていればこそ実現できる勝利のあり方を示したところに大きな意義があると考える。

2回に分けて寄稿するので、お読みいただければ幸いです。

組合の結成から佐々木さんの契約非締結、救済命令申立まで

かつて河合塾は、ごく一部の専任講師を除きすべての非常勤講師との間で1年ごとの業務委託契約を結んでおり、講師が契約形態を選択することはできなかつた。しかし、雇用の安定を求める非常勤講師の闘いを経て、2010年、旧制度が廃止され、講師が雇用か業務委託かを選択できることになった。こうした闘いを土台に、同年、河合塾ユニオンが結成され、佐々木さんが組合の書記長に就任した。

2013年11月、河合塾は佐々木さんが、「労働契約法改正のポイント」と題する厚労省のリーフレットを撒いたこと等を理由に、前述（1）（2）の契約非締結を通知した。佐々木さんは河合塾で23年間、講師を務めてきたが、突如すべての仕事を奪われた。

翌年3月、ユニオンは上記通知の是非を議題とする団体交渉を申入れた。しかし河合塾は、佐々木さんとの契約は業務委託であるから、契約の非締結は労働条件ではないとの理由で拒否。組合は不当労働行為の救済命令を愛知県労働委員会に申し立てた。

愛労委から中労委（その1）～労組法上の「労働者性」をめぐる攻防に勝利

2016年8月、愛労委において、（ア）佐々木さんは労働組合法上の「労働者」であり、（イ）河合塾の契約拒否、春期講習不担当、団体交渉の拒否が不当労働行為にあたるとした上で、（ウ）佐々木さんの職場への復帰（原職復帰）、中間収入の控除なしでのバックペイ、不当労働行為を繰り返さない旨の文書交付を命じる、という内容の救済命令が出された。

（ア）の労働者性について愛労委は以下の通り判断し、佐々木さんの労働者性を認めた。

「①法人の業務の遂行に不可欠ないし枢要な労働力として法人の事業組織に組み入れられていたこと、②その労働条件や提供する労務の内容を法人が一方的・定型的に決定していたと認められ、③その報酬は、労務供給に対する対価又はそれに類するものとしての性格を有するものであったといえ、④法人からの個々の業務の依頼に対して、基本的に応ずべき関係にあり、⑤法人の指揮監督の下に労務の提供を行っていたと広い意味で解することができ、また、労務の提供に当たり、一定の時間的場所的拘束を受けていたといえ、⑥顕著な事業者性があったとは認められない。」

以上6つの争点と判断は、予備校の講師だけでなく、大学等の非常勤講師の労働者性が争われる際にも大いに参考になる内容といえるだろう。

さらに2021年2月、中央労働委員会は河合塾の再審査申立てを棄却、愛労委の救済命令を維持した。重要なのは、愛労委の労働者性の判断根拠①～⑥の事実認定をいずれも維持した上で、「委託契約講師は、法人との関係で労組法上の労働者にあたり、その結果、佐々木書記長も労組法上の労働者である」としたことである。河合塾の委託契約講師は誰でも、組合に入り、活動し、団交を通じて労働条件の改善を堂々と要求できる（河合塾は「労働者でない」との理由でそれを拒むことはできない）ことが明確になった。

愛労委から中労委（その2）～河合塾の不当労働行為を認めさせる

（イ）の不当労働行為について、愛労委・中労委は、佐々木さんは平成26年度以降もこれまでと同様のコマ数で出講契約が存続することが十分期待できる状況であり、契約非締結は佐々木さんにとって不利益であるとした上で、以下のとおり不当労働行為を認めた。

- ① 佐々木さんのリーフレット配布は業務に支障が生じる行為でなかったにもかわらず、河合塾は厳重注意を行い、組合が厳重注意の撤回を求めたことを理由に契約を締結しなかった。これは、佐々木さんが組合員であること又は正当な組合活動をしたことを理由とした契約非締結であり、労組法7条1号の不当労働行為（不利益取扱い）に該当する。
- ② 佐々木さんは、組合結成時から組合書記長であり、団体交渉に出席し、組合機関紙等を数度配布するなど組合活動を積極的に行ってきました。河合塾も佐々木さんが組合の中心的人物であることを認識していた。契約非締結は組合の中心的人物を河合塾から排除することによって組合の組織及び活動を弱体化させるものと認められ、労組法7条3号の不当労働行為（支配介入）に該当する。
- ③ 佐々木さんは労組法上の労働者であるから、佐々木さんの処遇に関する団体交渉を拒否するのは労組法7条2項の不当労働行為（正当な理由なき団交拒否）にあたる。

労働委員会段階での弁護団の奮闘について

河合塾ユニオンは、佐々木さんをはじめ非常勤講師の勤務実態を浮き彫りにする膨大な資料の提出（他の組合員への不当労働行為の救済申立ても併せ、甲号証は350を超えた）、佐々木さん・竹中委員長への尋問、塾側証人への反対尋問を経て、労働者性と不当労働行為の認定を勝ち取った。

講師全体の中で業務委託講師の占める割合が常に3～4割を占めていたこと、雇用契約講師と同様の教材マニュアル等が配布され同等の授業の質が要求されていたこと、生徒の授業アンケートにより評価され次年度のコマ数やコマ単価が決定されていたこと等を、詳細に浮き彫りにした。佐々木さんのリーフ配布行為の時間、場所、態様（教務執務スペースで生徒がいない時に手渡ししたに過ぎないこと）を具体的に明らかにし、河合塾の施設管理権を何ら侵すものではなかったことを示した。

当時のユニオンの代理人は竹内平弁護士、石塚徹弁護士である。中労委で敗れた河合塾が東京地裁に取消訴訟を提起した後、私と藤原朋弘弁護士が被告国側に補助参加する河合塾ユニオンの代理人となつたが、労働委員会での竹内・石塚両代理人の奮闘が、取消訴訟での最終的な勝利の土台となったことを強調しておきたい。

（続く）



9月25日 厚労省での記者会見。左から佐々木さん、竹中委員長、代理人藤原弁護士、久保木。

＜物故団員＞

8月27日 弓仲忠昭 団員 31期 たんぽぽ法律事務所 享年77歳

10月13日 斎藤義房 団員 26期 斎藤義房法律事務所 享年78歳

謹んでお悔やみ申し上げます

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返ります。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかを選んでいただきます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

＜月払保険料表＞ スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、職種級別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

| 対象期間 | 1年 | 2年 |
|---------|-------|-------|
| 満年齢 | | |
| 満25～29歳 | 820 | 1,000 |
| 満30～34歳 | 1,010 | 1,250 |
| 満35～39歳 | 1,260 | 1,640 |
| 満40～44歳 | 1,570 | 2,110 |
| 満45～49歳 | 1,880 | 2,550 |
| 満50～54歳 | 2,170 | 3,010 |
| 満55～59歳 | 2,300 | 3,240 |
| 満60～63歳 | 2,420 | 3,430 |

★本案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取扱代理店＞

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで)

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険(GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。
※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

＜月払保険料表＞ 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

| 満年齢 | 372日型 | | 737日型 | |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 満25～29歳 | 994 | 875 | 950 | 843 |
| 満30～34歳 | 1,084 | 1,164 | 1,019 | 1,109 |
| 満35～39歳 | 1,342 | 1,712 | 1,253 | 1,636 |
| 満40～44歳 | 2,028 | 2,786 | 1,886 | 2,646 |
| 満45～49歳 | 3,050 | 4,132 | 2,844 | 3,887 |
| 満50～54歳 | 4,669 | 5,866 | 4,294 | 5,442 |
| 満55～59歳 | 6,370 | 7,012 | 5,702 | 6,303 |
| 満60～63歳 | 6,956 | 6,593 | 5,731 | 5,454 |

＜引受保険会社＞
損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：050-3808-5528 FAX：03-6388-0160
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ25-07055 2025年9月10日)